

## 令和7年度版

# 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金

## — 貸付・返還のご案内 —

### ○貸付相談先・貸付申請書の提出先

お住まいの区の保健福祉センター こども家庭課

### ○貸付申請書以外の書類の提出先

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町1208-2 千葉市ハーモニープラザ3階

TEL 043-209-8868 / FAX 043-312-2442 E-Mail [hoiku@chiba-shakyo.jp](mailto:hoiku@chiba-shakyo.jp)

<https://chiba-shakyo.jp/>



社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会



# 目 次

ページ

|   |                                  |    |
|---|----------------------------------|----|
| 1 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について.....        | 1  |
| 2 | 申請手続き等について.....                  | 5  |
| 3 | 貸付申請から資金交付後の手続きの流れ.....          | 7  |
| 4 | 在学中の手続き.....                     | 8  |
| 5 | 養成機関を修了後の手続き(返還猶予・返還免除の場合).....  | 9  |
| 6 | 貸付金を返還することになった場合の手続き.....        | 11 |
| 7 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度に関するQ&A..... | 14 |
| 8 | 様式一覧.....                        | 16 |

## 1 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）について

### （１）目的

この制度は、千葉市内で高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、訓練促進資金を貸し付けることで、修学を容易にすることにより、ひとり親家庭の自立促進を図ることを目的とします。

### （２）実施主体

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）

### （３）貸付対象者

ひとり親家庭の親であって、次の全てを満たす方を貸付対象者とします。

ア 市の区域内に住所を有している方。

イ 市において、高等職業訓練促進給付金を受けている、または支給決定の見込みがある方。

ウ 養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から１年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に従事し、５年間引き続き、その業務に従事する意思がある方。

エ 千葉市保育士修学資金の借り受け、及び雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）に基づく専門実践教育訓練給付金を受けていない方。

※ 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合

（ア）入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸付を行い、看護師の養成機関の入学時において改めて貸付は行いません。

（イ）就職準備金については、原則として准看護師養成機関の修了時には貸付は行いません。看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸付を行います。

### （４）訓練促進資金の種類及び貸付金額

次の金額を上限とし、所要額の範囲内で貸し付けます。

ア 入学準備金 ５０万円以内（養成機関に入学したとき）

イ 就職準備金 ２０万円以内（養成機関を修了し、資格取得したとき）

※就職準備金は、原則として、養成機関を修了する年度の国家試験に合格し、資格取得した方を貸付対象としますが、災害、疾病、負傷等、やむを得ない理由で、国家試験を受験できなかった場合や合格できなかった場合は、翌年度の国家試験に合格すれば、貸付対象となります。

(5) 訓練促進資金の使途

訓練促進資金の使途は、次のとおりです。

ア 入学準備金

(ア) 養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金、授業料

(イ) 参考図書、学用品、交通費

(ウ) その他、市社協会長が認めるもの

イ 就職準備金

(ア) 就職によって転居が伴う場合における転居費用

(イ) 転居先の賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料

(ウ) 就職にあたり必要となる被服費

(エ) 通勤に要する移動用自転車等の購入費

(オ) その他、市社協会長が認めるもの

(6) 貸付利子

利子は連帯保証人を立てる場合は無利子です。連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後は年1.0%の利率です。

(7) 貸付金の交付

貸付決定後に借用書を市社協で受理し、内容を確認し、約1か月後に、指定口座に振り込みます。

(8) 貸付契約の解除

次の場合には、貸付の契約が解除になります。

ア 養成機関を退学したとき。

イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

ウ 借受人が死亡したとき。

エ 偽りの申請その他不正な手段によって貸付を受けたとき。

オ 貸付契約期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。

カ 再婚により、ひとり親でなくなるなど、高等職業訓練促進給付金の支給対象でなくなつたとき。

キ 市社協会長が求める書類を提出しないとき。

ク 訓練促進資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(9) 返還免除

ア 当然免除

次の条件を満たしている場合に、貸付金の返還を全額免除します。ただし、(8)エに該当し契約が解除になつた場合を除きます。

(ア) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、取得し

た資格が必要な業務（以下「返還免除対象業務という。」）に従事し、5年間引き続き業務に従事したとき。（勤務時間が週20時間以上の業務に限ります。）

※他種の養成機関における修学又は災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き業務に従事しているものとみなします。ただし、雇用が継続していない場合は、返還免除対象業務の従事期間には含めません。

(イ) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に就職し、返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

(ウ) 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合に、当該養成機関を修了した後、取得した資格を活かして1年以内に就職し、返還免除対象業務に引き続き5年間従事したとき。

## イ 裁量免除

返還対象業務に従事した年数が5年に満たない方が、次の条件を満たした場合に、貸付金の返還を免除することができます。また、(ア)、(イ)の場合は、相続人や連帯保証人に請求してもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り適用でき、(ウ)の場合は、本人の責により免職されたり、特別な事情がなく自己都合退職したときには適用できません。

なお、裁量免除の額は、返還免除対象業務に従事した年数を5で除した値を、貸付額に乗じた額とします。ただし、既に返還した分を免除することはできません。また、(8)エに該当し契約が解除になった場合は、免除しません。

(ア) 死亡または障害により、訓練促進資金を返還することができなくなったとき。

(イ) 長期間所在不明となっている場合等、訓練促進資金を返還することが困難で、返還を請求した日から5年以上経過したとき。

(ウ) 返還免除対象業務に従事したが、5年に満たない期間の内に離職し、(10)イ(ウ)の裁量猶予の事由にも該当しないとき。

## (10) 返還猶予

### ア 当然猶予

次に該当する場合には、その事由が継続する期間、返還猶予ができます。ただし、(8)エに該当し契約が解除になった場合を除きます。

(ア) 貸付契約が解除された後も、引き続きその養成機関に在学しているとき。

(イ) 養成機関を修了後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。

### イ 裁量猶予

次に該当する場合には、その事由が継続する期間、履行期限の到来していない資金の返還猶予ができます。ただし、(8)エに該当し契約が解除になった場合を除きます。

(ア) 養成機関を修了し、かつ資格を取得した後、就職準備をしているとき。

(1年間を限度とします。)

(イ) 養成機関を修了後、返還免除対象業務に従事しているとき。

(ウ) 貸付対象者が離職した場合に、引き続き業務に従事する意思があり、求職中のとき。(1年間を限度とします。就職、離職を繰り返した場合、それぞれの求職期間を通算して1年間まで)

(エ) 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、債務を返還できないと認められるとき。

#### (11) 返還

次のいずれかに該当する場合には、貸付金を返還していただきます。

なお、返還の方法については、必ず市社協へご相談ください。返還期間は、一括払いの場合、市社協の指定する期日まで。月賦、半年賦、年賦の場合、6年以内の均等払いとします。また、返還計画に記載の期日内に貸付金が返還されない場合は、延滞元金に対し別に定める延滞利子を徴収します。

ア 貸付契約が解除されたとき。

イ 養成機関を修了し、かつ資格を取得してから1年以内に返還免除対象業務に従事しなかったとき。

ウ 返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。

エ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により返還免除対象業務に従事できなくなったとき。

## 2 申請手続き等について

### (1) 貸付の申請

申請手続きに必要な書類は次のとおりです。貸付の申請手続きは、高等職業訓練促進給付金の支給申請手続きを行った、お住いの区の保健福祉センターで行います。

ア 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書

※連帯保証人を立てる場合、収入印紙（200 円）を貼付し、連帯保証人による消印が必要です。

イ 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し【入学準備金のみ】

ウ 高等職業訓練修了支援給付金の支給決定通知書の写し【就職準備金のみ】

エ 連帯保証人の印鑑登録証明書及び収入のわかるもの

オ 所要額のわかるもの

カ 資格を取得したことを証明する書類の写し【就職準備金のみ】

キ 個人情報の取り扱いについて（同意書）

ク その他必要と認めるもの

### (2) 連帯保証人

原則として連帯保証人を1人立てていただきます。連帯保証人を立てた場合は、貸付に係る利子は無利子となります。

ア 申請者が未成年の場合、連帯保証人は法定代理人とします。

イ 無収入や生活保護受給者等保証能力のない方は連帯保証人にはなれません。  
（おおむね150万円程度の年収が必要です。）

ウ 申請時に75歳以下の方

エ 日本国籍を有する方、または永住者の在留資格を有する方、もしくは特別永住者等の方

### (3) 申請期限

ア 入学準備金

養成機関の入学から6か月以内に申請してください。ただし、10月入学など、年度途中で入学した場合は、入学した年度の2月末日までに申請していただきます。

イ 就職準備金

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に申請してください。

### (4) 貸付申請書記入上の注意

貸付申請書を記入する際は、次の点に注意してください。

ア 訂正がある場合、修正テープ等は使用せず、訂正箇所を二重線で引いて、訂正印を押印（または訂正署名）してください。

イ 申請書を消せるボールペンで記入しないでください。

ウ 申込書の署名欄は、自署の場合、押印を省略できます。ただし、訂正印を使用した場合、同じ印を署名欄にも押印してください。



エ 提出する書類等はコピーを取り、お手元に保管してください。

※申請書に記入漏れや書類の不備がある場合には、貸付の可否を判断することができず、審査保留となりますので提出前によく確認をしてください。

### 3 貸付申請から資金交付後の手続きの流れ

#### 貸付申請

申請書（様式第1号）に必要書類を添付し、区保健福祉センターに提出  
※連帯保証人を立てる場合、申請書に収入印紙（200円）を貼付し、連帯保証人による消印が必要  
区保健福祉センター・市こども家庭支援課で確認後、市社協に書類を送付



#### 審査及び貸付決定

- (1) 市社協が貸付の可否を決定
- (2) 貸付の可否を、申請者に通知
  - ①貸付決定の場合：貸付承認通知書（様式第2号）と借用証書（様式第4号）を送付
  - ②貸付不承認の場合：貸付不承認通知書（様式第3号）を送付



※以下は貸付決定の場合

#### 契 約

貸付決定者は次の書類を、市社協に提出（決定通知のあった日から原則として14日以内）

- ①借用証書（様式第4号）
  - ※裏面に振込先の口座情報を記載、および通帳（口座情報が確認できる部分）の写しを添付。
  - 貸付金額に応じた収入印紙を貼付（消印）。
- ②印鑑登録証明書（借受人）
  - ※借受人が未成年の場合は不要
  - 注）重要書類のため、簡易書留やレターパックのご利用をお願いいたします。普通郵便による事故については、市社協では責任を負いかねます。



#### 資金の交付

借用証書（様式第4号）に記載された指定口座に訓練促進資金を送金  
※借用証書を提出されても不備がある場合には、不備が解消されるまで送金できません。

## 4 在学中の手続き

### 在学確認

高等職業訓練促進給付金の手続きとして、年3回（4月、8月、12月）、在学証明書等を市こども家庭支援課に提出



### 休学、停学、留年または復学するとき

借受人が養成機関を休学、停学、留年または復学したときは、休学・停学・留年・復学届（様式第15号）を、市社協に提出



### 退学を含めて貸付を辞退するとき

- （1）養成機関を退学したときや、貸付を辞退するときは、契約解除申請書（様式第5号）を、市社協に提出
- （2）市社協から借受人に貸付契約解除通知書（様式第6号）を送付



### 返 還

- （1）借受人は市社協に返還計画申請書（様式第12号）を提出
- （2）市社協から借受人に返還計画承認通知書（様式第13号）を送付
- （3）借受人は返還計画どおりに貸付金を返還



### 返還完了

貸付金の返還が完了したときには、市社協から借受人に通知し、借用証書と印鑑証明書を返却

## 5 養成機関を修了後の手続き（返還猶予・返還免除の場合）

養成機関を修了し、かつ資格を取得してから1年以内に返還免除対象業務に従事した場合には、返還の猶予を申請する必要があります。その後、5年間当該業務に従事した場合には、貸付した訓練促進資金の返還を免除することが可能です。

### 返還猶予申請

養成機関修了後、免除対象業務に従事した場合、以下の書類を市社協に提出

- ①返還猶予申請書（様式第7号）
- ②業務従事届（様式第16号）
- ③資格を取得したことを証明するものの写し※就職準備金の申請時に提出している場合は不要です。



### 返還猶予決定

市社協は返還猶予の可否を決定し、借受人に返還猶予承認（不承認）通知書（様式第9号）を送付



### 業務に従事

- （1）返還猶予期間中は、毎年4月に、業務従事届（様式第16号）を市社協に提出
- （2）返還猶予期間中に退職して、従事先を変更した場合には、次の書類を速やかに市社協に提出
  - ①返還猶予申請書（様式第7号）
  - ②業務従事届（様式第16号）
  - ③退職・休職・復職・従事先変更届（様式第17号）
  - ④業務従事証明書（様式第17号（別紙））



### 返還免除申請

5年間引き続き返還免除対象業務に従事した場合は、返還免除の対象となるため、次の書類を市社協に提出

- ①返還免除申請書（様式第8号）
- ②業務従事届（様式第16号）



### 返還免除決定

市社協から返還免除の可否を借受人に通知

返還免除決定の場合は、借用証書及び印鑑登録証明書を借受人等に返還

## 6 貸付金を返還することになった場合の手続き

借受人が次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

- ア 貸付契約が解除されたとき
- イ 養成機関を修了し、かつ資格を取得してから1年以内に返還免除対象業務に従事しなかったとき
- ウ 返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき
- エ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき

貸付契約が解除となるのは、次のいずれかの場合です。

- ・養成機関を退学したとき
- ・心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- ・借受人が死亡したとき
- ・偽りの申込みその他不正な手段によって貸付を受けたとき
- ・貸付契約期間中に契約の解除を申し出たとき  
⇒契約解除申請書（様式第5号）を市社協へご提出ください。
- ・市社協が求める書類を期日までに提出しなかったとき
- ・再婚によりひとり親でなくなるなど、高等職業訓練促進給付金の支給対象でなくなったとき
- ・訓練促進資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

返還の流れは、次のとおりです。返還に該当する場合は、次の12ページも参照のうえ手続きをしてください。

### 返還の届出

- (1) 借受人は市社協に返還計画申請書（様式第12号）を提出。  
※返還事由が生じた日の翌月15日までに提出がなければ一括返還となります。
- (2) 市社協は借受人に返還計画の承認通知を送付



### 返 還

借受人は返還計画どおりに貸付金を返還



### 返還完了

返還が完了したときには、市社協から借受人等に借用証書と印鑑登録証明書を返却

## ※返還の方法

返還にあたっては、返還事由発生後すみやかに返還の方法や期間を市社協と相談してください。

### (1) 返還手続き

#### 【一括返還の場合】

##### ア 返還方法

返還は、市社協が指定する口座へ払い込む方法によるものとします。振込手数料は借受人の負担となります。

##### イ 返還期限

返還は、市社協が指定する期日までに払い込んでください。

##### ウ 延滞利子

正当な理由がなく、指定された期日までに入金を確認できない場合、別に定める延滞利子を加算します。

#### 【分割返還の場合】

##### ア 返還方法と必要書類

返還は、市社協が指定する口座へ払い込む方法によるものとします。振込手数料は借受人の負担となります。

分割方法は、月賦、半年賦、年賦のいずれかで、返還期間内の均等払いとします。なお、端数が発生する場合は、初回の返還額に加算もしくは減額することとします。

必要書類：返還計画申請書（様式第12号）

※返還事由が発生した日の属する月の翌月15日までにご提出ください。ご提出がない場合、一括返還として、市社協の指定する期日までに全額返還していただきます。

##### イ 返還の始期及び返還期間

返還は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から開始となります（返還事由の申告が遅れた場合は、返還事由が発生した日の属する月の翌月から申告があった時点までの返還必要額を一括で返還いただきます）。

返還期間は、6年以内とします。

##### ウ 払込み期日

払込み期日については支払月の25日（金融機関休業日の場合は、翌営業日）とします。

エ 延滞利子

正当な理由がなく、返還計画に記載の期日より遅れると別に定める延滞利子を加算します。

(2) 残高のお知らせ

返還期間中、返還状況と残高を文書で下記のとおり通知します。

| 通知先   | 時期          |
|-------|-------------|
| 借受人   | 毎年2回（7月と1月） |
| 連帯保証人 | 毎年1回（7月）    |

(3) 督促状

支払期日から一定期間を過ぎても返還が確認できなかった場合は、借受人と連帯保証人へ督促状を発行します。



## 7 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度に関する Q&A

Q 1 返還免除になる「取得した資格が必要な業務」とは、どのような業務ですか？

A 「取得した資格が必要な業務」に従事する場合とは、例えば、保健師の資格を取得した方が看護師として業務に従事する場合や、看護師の資格を取得した方が訪問看護ステーションを経営する場合を含み、必ずしも取得した資格と同一の資格が必要な業務に限られるものではありません。

また、「取得した資格が必要な業務」とは、常勤に限りません。（1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合を除きます。）

Q 2 返還の債務の当然免除となる「5年間引き続き業務に従事したとき」とは、どのような場合ですか？

A 「5年間引き続き」とは、同一の企業等で5年間離職することなく、業務に従事する場合に限られるものではなく、次の場合も「5年間引き続き業務に従事」しているものとみなします。

①一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合は、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、業務に従事した期間に算入します。

ただし、求職期間を継続して就業しているものとみなすのは、最長1年間とします。なお、求職活動とは、次のいずれかに該当する場合を言います。

ア 月1回以上求人への応募を行った場合

イ 次のような就職の可能性を高める活動を月に2回以上行っている場合

(ア) 公共職業安定所及び許可・届出のある民間受給調整機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関等をいう。）が行う職業相談、職業紹介等

(イ) 公的機関等（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自体、求人情報提供会社、新聞社等）が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等

※このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しません。

ウ 公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合

なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等に

よる証明書により確認するものとします。

- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなします。ただし、当該期間は業務従事期間には算入しません。（その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合であること。）
- ③雇用が継続している場合は、疾病等により休職している期間についても、業務従事期間に算入することとします。

Q 3 再婚等によりひとり親ではなくなった場合、どのような取扱いとなりますか。

- A 本貸付事業は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としており、養成機関に在学中に再婚した場合には、高等職業訓練促進給付金の支給対象とはなくなるため、貸付事業の対象にもなりません。このため、貸付契約は解除されることとなりますが、在学期間中については、返還の債務は履行猶予されます。

なお、養成機関修了後にひとり親でなくなったとしても、ひとり親でなくなったことをもって、返還を求めるものではありません。

Q 4 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を受けていても、本制度の対象となりますか？

- A 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金と高等職業訓練促進資金貸付金は、用途が別であれば併用して差し支えありません。また、独立行政法人日本学生支援機構による貸付や地方自治体又は民間団体による奨学金を併用しても差し支えありません。なお、養成機関への入学金や教科書代、教材費に対する給付が含まれる専門実践教育訓練給付金を受給する方については、本貸付事業の対象とはなりません。ただし、従前通り、高等職業訓練促進給付金と専門実践教育訓練給付金の支給を同時に受けることは可能です。

## 8 様式一覧

| 様式番号             | 様式名                                  |
|------------------|--------------------------------------|
| 様式第 1 号          | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書             |
| 様式第 2 号          | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付承認通知書           |
| 様式第 3 号          | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書          |
| 様式第 4 号          | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付借用証書            |
| 様式第 5 号          | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除申請書         |
| 様式第 6 号          | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付契約解除通知書         |
| 様式第 7 号          | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還猶予申請書         |
| 様式第 8 号          | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還免除申請書         |
| 様式第 9 号          | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還猶予承認（不承認）通知書  |
| 様式第 10 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還免除承認（不承認）通知書  |
| 様式第 11 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還猶予事由消滅届       |
| 様式第 12 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還計画申請書         |
| 様式第 13 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還計画承認通知書       |
| 様式第 14 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付住所・氏名変更届        |
| 様式第 15 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付休学・停学・留年・復学届    |
| 様式第 16 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付業務従事届           |
| 様式第 17 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付退職・休職・復職・従事先変更届 |
| 様式第 17 号<br>(別紙) | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付業務従事証明書         |
| 様式第 18 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付連帯保証人変更届兼連帯保証書  |
| 様式第 19 号         | 千葉市ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付返還完了通知書         |